諮問庁:法務大臣

諮問日:平成28年2月4日(平成28年(行情)諮問第75号)

答申日:平成28年7月28日(平成28年度(行情)答申第236号)

事件名:国籍法4条2項における法務大臣の許可の具体的な細則等の一部開示

決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成24年3月22日付け法務省民一第738号・民事局長通達「帰化事件処理要領について」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、第10号様式の表頭の項目名の不開示部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月27日付け法務省民一第1378号により法務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分を取り消すとの決定を求める。

- 2 異議申立ての理由
- (1)異議申立書追って主張する。
- (2) 意見書

ア 意見の趣旨

処分庁が、異議申立人に対して、「平成24年3月22日付け法務 省民一第738号民事局通達「帰化事件処理要領について」」(本 件対象文書)について、平成27年11月27日に行った一部不開 示決定は、法に違反するため、取り消されるべきである。

イ 意見の理由

(ア) 本件対象文書第3節の不開示部分について

諮問庁は、不開示部分には、法務局又は地方法務局若しくはそれらの支局(以下「法務局等」という。)等の担当官が帰化許可の申請を受けた後に行う調査に係る具体的な内容が記載されているとし、公にすることにより、特定の者が不正に帰化の許可を受けるなどして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることとして、法5条3号及び4号に該当す

ると主張する。

しかしながら、諮問庁の前記主張の因果関係は極めて抽象的であり、不開示の理由としては不十分かつ不適切である。

本件対象文書第3節「申請の受付」は、帰化申請の受付という手 続業務に関する細則が記載された箇所に過ぎず、不開示部分が法5 条3号及び4号に該当するとする実質的理由は存在しない。

(イ) 本件対象文書第5節の不開示部分について

本件対象文書第5節については、諮問庁によれば「法務局等の担当官が行う帰化の申請者の国籍及び身分関係の認定方法等」が記載されており、その全部が不開示となっている。

諮問庁は、帰化申請者の国籍及び身分関係の認定方法が公開されることで、法5条3号、4号のみならず、同条6号柱書きも満たすと主張する。

しかしながら、そもそも認定方法を明らかにすることで、違法な帰化申請の可能性が高まるという関係にはない。違法な帰化申請は、適正かつ厳正な帰化調査によって防ぐべきものである。認定方法を不開示にすることは、帰化の実質的な判断担当者に対して、不当な恣意を許すことになりかねず、国民主権の理念に根差す法 1 条の趣旨に鑑みても、許されるべきではない。

(ウ) 本件対象文書第6節の不開示部分について

本件対象文書第6節は、諮問庁によれば「法務局の担当官が行う申請者の帰化条件の具備の有無に係る調査項目及び調査方法等」が記載されている。

異議申立人の反論の骨子は、本意見書イ(イ)記載の内容と同様である。

(エ)本件対象文書第7節の不開示部分について

諮問庁は、第7節について「法務局等の担当官が調査を完了した 後に行う提出書類の整理方法及び調査内容等を法務省民事局宛て送 付する方法などの事務処理」に関する事項が記載されていると主張 するが、そもそも第7節に記載されているのは帰化の調査が終了し た後の書類の整理方法や送付方法等の純粋な事務業務である、帰化 調査終了後の純粋な事務処理に関する事項が、法5条3号、4号に 該当するという論理は、俄かに理解しがたい。

このような、抽象的な可能性に依拠した主張が許されるのであれば、法1条の趣旨は完全に没却されることになる。

本件対象文書第7節の一部不開示は、許されない。

(オ) 本件対象文書第8節の不開示部分について

不開示部分は、諮問庁によれば、「法務大臣の帰化許否の判断後、

法務局等の担当官が申請者にその結果を連絡する方法等の記載のうち、法務局等の担当官が行った調査内容に言及している部分」とのことである。

この点についての異議申立人の反論は、本意見書イ(イ), (ウ)記載の内容と同様である。

(カ) 本件対象文書第11節の不開示部分について

不開示部分は、諮問庁によれば、「法務局等の担当官が行う認定・調査の際に留意すべき事項」としか説明されていない。諮問庁は、第11節の本文のみならず標題についても不開示としているが、これにより、異議申立人を含む国民は第11節の記載内容の概略を推測することすら不可能になり、結果的に不開示決定を批判することも不可能となる。

第11節について、部分開示が可能な箇所が全く存在しないとは考えられないところ、諮問庁理由説明書(下記第3)においては部分開示を試みた形跡が一切なく、諮問庁は、安易に第11節を全部不開示としたものである。

諮問庁が、第11節の記載について、いかなる理由で法5条3号、4号、6号柱書きに該当するのか説得的な立論を行えていない以上、本件対象文書は全て開示されるべきである。

(キ) 本件対象文書の様式の不開示部分について

諮問庁によれば、不開示とされたのは、帰化申請者が申請に当り 提出する書類及び帰化許可申請を受け付けた法務局等で作成する種 類の様式である。単なる書類の様式が、法5条3号、4号、6号柱 書きに該当するというのは、もはや論理の世界ではなく、単なる相 手方の空想の世界に過ぎない。

本件対象文書の様式についても、速やかに開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

処分庁は、異議申立人からされた、「平成24年3月22日付け法務省 民一第738号・民事局長通達「帰化事件処理要領について」」(本件対 象文書)の開示請求について、本件対象文書は、法5条3号、4号及び6 号に該当するとして、平成27年11月27日付けで部分開示決定(原処 分)を行った。

本件異議申立ては、原処分の取消しを求めるものである。

- 2 原処分が適法であることについて
- (1) 本件対象文書第3節の不開示部分について

本件対象文書の第3節には、法務局等の担当官が帰化許可の申請を受け付ける際に確認すべき事項、申請に必要な添付書類についての説明及

び申請を受け付けた後に行う事務処理について,具体的かつ詳細に記載されている。

本件対象文書第3節につき、原処分が不開示部分としたのは、法務局等の担当官が帰化許可の申請を受け付けた後に行う調査に係る具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。

また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当する。

(2) 本件対象文書第5節の不開示部分について

本件対象文書の第5節には、法務局等の担当官が行う帰化の申請者の 国籍及び身分関係の認定方法等について、具体的かつ詳細に記載されて いる。

本件対象文書第5節につき、原処分が本件不開示部分としたのは、標題を除く全ての部分であり、法務局等の担当官が行う申請者の国籍及び身分事項の認定方法等に係る具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。

また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当する。

(3) 本件対象文書第6節の不開示部分について

本件対象文書の第6節には、法務局等の担当官が行う申請者の帰化条件の具備の有無に係る調査項目及び調査方法等について、具体的かつ詳細に記載されている。

本件対象文書第6節につき、原処分が不開示部分としたのは、標題を除く全ての部分であり、国籍法5条1項に規定する申請者が具備しなければならない最低条件についての調査方法にとどまらず、法務大臣が適正・妥当な帰化許否の判断をするために必要な申請者の諸事情の調査方法等に係る具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、 国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障 を及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。 また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

(4) 本件対象文書第7節の不開示部分について

本件対象文書の第7節には、法務局等の担当官が調査を完了した後に 行う提出書類の整理方法及び調査内容等を法務省民事局長宛て送付する 方法などの事務処理について、具体的かつ詳細に記載されている。

本件対象文書第7節につき、原処分が不開示部分としたのは、法務局等の担当官が調査を完了した後に行う各種事務処理に係る記載のうち、 法務局等の担当官が行った調査内容等に言及している部分であり、調査 内容等に係る具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。

また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化拒否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当する。

(5) 本件対象文書第8節の開示部分について

本件対象文書の第8節には、法務局等の担当官が申請者に対して帰化 許否の連絡を行う方法等について、具体的かつ詳細に記載されている。

本件対象文書第8節につき、原処分が不開示部分としたのは、法務大臣の帰化許否の判断後、法務局等の担当官が申請者にその結果を連絡する方法等の記載のうち、法務局等の担当官が行った調査内容等に言及している部分であり、調査内容等の具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。

また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当する。

(6) 本件対象文書第11節の不開示部分について

本件対象文書の第11節には、法務局等の担当官が行う認定・調査の際に留意すべき事項について、具体的かつ詳細に記載されている。

本件対象文書第11節につき、原処分が不開示部分としたのは、標題 を含む全ての部分であり、法務局等の担当官が行う認定・調査の際に留 意すべき事項の具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。

また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当する。

(7) 本件対象文書の様式の不開示部分について

本件対象文書の様式は、第1号様式ないし第35号様式の全35様式 及びその作成要領等(第13号様式、第17号様式、第18号様式、第 19号様式、第20号様式、第21号様式、第23号様式、第26号様 式及び第27号様式に限る。)であり、帰化許可申請者が申請に当たり 提出する書類、帰化許可申請を受け付けた法務局等で作成する書類の様 式である。

本件対象文書の様式につき、原処分が不開示部分としたのは、第17号様式ないし第21号様式、第23号様式、第26号様式及び第28号様式(記載要領等のあるものは、これを含む。)の全て、第10号様式の一部の記載である。

当該不開示部分を公にすると、特定の者が不正に帰化の許可を受ける などして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれが認められるので、法5条3号及び4号に該当する。

また、当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法 務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼす おそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当する。

3 結語

処分庁が原処分をしたことは適法であり、本件異議申立ては理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月19日

審議

④ 同年3月8日

異議申立人から意見書を収受

⑤ 同年6月14日

委員の交代に伴う所要の手続の実施,本 件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年7月26日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「国籍法 4 条 2 項における法務大臣の許可の具体的な細則、判断指針、判断要素、判断基準等」の開示を求めるものであり、処分庁は、「平成 2 4 年 3 月 2 2 日付け法務省民一第 7 3 8 号・民事局長通達「帰化事件処理要領について」」を本件対象文書として特定し、その一部について、法 5 条 3 号、4 号及び 6 号に該当するとして、不開示とする原処分を行ったものである。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、 原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づ き、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、通達のかがみ(表紙該当部分)、第1節ないし第11節及び附則から構成された本文並びに第1号様式ないし第35号様式の様式から構成されており、帰化許可の申請に対して法務局等の担当官が行う認定・調査に係る方法等について、具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

このうち、第3節、第7節及び第8節の一部、第5節及び第6節の標題を除く全て並びに第11節の標題を含む全て並びに様式の一部が、それぞれ不開示とされていると認められる。

(2) 各不開示部分の不開示情報該当性について

ア 第3節の不開示部分

第3節には、法務局等の担当官が帰化許可の申請を受け付ける際に確認すべき事項、申請に必要な添付書類についての説明及び申請を 受け付けた後に行う事務処理について、具体的かつ詳細に記載され ている。

第3節の不開示部分は、法務局等の担当官が帰化許可の申請を受け付けた後に行う調査に係る具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 第5節の不開示部分

第5節には、法務局等の担当官が行う帰化の申請者の国籍及び身分 関係の認定方法等について、具体的かつ詳細に記載されている。

第5節の不開示部分は、標題を除く全ての部分であり、法務局等の

担当官が行う申請者の国籍及び身分関係の認定方法等に係る具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 第6節の不開示部分

第6節には、法務局等の担当官が行う申請者の帰化条件の具備の有無に係る調査項目及び調査方法等について、具体的かつ詳細に記載されている。

第6節の不開示部分は、標題を除く全ての部分であり、当該不開示部分には、国籍法5条1項に規定する申請者が具備しなければならない最低条件についての調査方法等にとどまらず、法務大臣が適正・妥当な帰化許否の判断をするために必要な申請者の諸事情の調査方法等に係る具体的な内容が記載されている。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 第7節の不開示部分

第7節には、法務局等の担当官が調査を完了した後に行う提出書類の整理方法及び調査内容等を法務省民事局長宛て送付する方法などの事務処理について、具体的かつ詳細に記載されている。

第7節の不開示部分は、法務局等の担当官が調査を完了した後に行う各種事務処理に係る記載のうち、法務局等の担当官が行った調査 内容等に言及している部分であり、調査内容等に係る具体的な内容 の記載である。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 第8節の不開示部分

第8節には、法務局等の担当官が申請者に対して帰化許否の連絡を 行う方法等について、具体的かつ詳細に記載されている。

第8節の不開示部分は、法務大臣の帰化許否の判断後、法務局等の 担当官が申請者にその結果を連絡する方法等の記載のうち、法務局 等の担当官が行った調査内容等に言及している部分であり、調査内 容等の具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 第11節の不開示部分

第11節には、法務局等の担当官が行う認定・調査の際に留意すべき事項について、具体的かつ詳細に記載されている。

第11節の不開示部分は、標題を含む全ての部分であり、法務局等の担当官が行う認定・調査の際に留意すべき事項の具体的な内容の記載である。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 様式の不開示部分

様式は、第1号様式ないし第35号様式の全35様式及びその作成 要領等(第13号様式、第17号様式ないし第21号様式、第23 号様式、第26号様式及び第27号様式に限る。)であり、帰化許 可申請者が申請に当たり提出する書類、帰化許可申請を受け付けた 法務局等で作成する書類の様式である。

様式の不開示部分は、第17号様式ないし第21号様式、第23号様式、第26号様式及び第28号様式(記載要領等のあるものは、これを含む。)の全て並びに第10号様式の一部の記載である。

(ア)様式の不開示部分(下記(イ)の部分を除く。)は、法務局等の 担当官が行った調査内容等を記載する部分である。

当該不開示部分を公にすると、法務局等の担当官による調査の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、このことによって、 法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を 及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、 同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示とすること が妥当である。

(イ) ただし、第10号様式の不開示部分のうち、表頭の項目名の部分については、これを公にしても、特定の者が不正に帰化の許可を受けるなどして、国の安全を害するおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは認められず、また、法務局等の担当官による調査の適正な遂行や法務大臣の帰化許否の判断に必要とされる正確な事実認定に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない

したがって、当該部分は、法5条3号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号、4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条 3 号、4 号及び 6 号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、第 1 0 号様式の表頭の項目名の不開示部分は同条 3 号, 4 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条 3 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史